

野付半島・野付湾

のつけはんとう・のつけわん

北海道別海町、標津町



①野付半島

[登録番号] 1552

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 6,053ha

[湿地のタイプ] A:低潮時に6メートルより浅い永久的な浅海域、B:海洋の潮下帯域、E:砂、礫、中礫海岸、G:潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟、H:潮間帯湿地、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 1、2、5、6

湿地の概要

野付半島は、北海道東端の根室半島とその北側の知床半島の間、根室海峡に突き出た、釣りばり状に湾曲した半島である。対岸の国後島との間の根室海峡を南下する潮流で運ばれた砂が堆積してきた、長さ26kmの日本最大の砂嘴である。標高はほとんどなく、平坦な砂浜と湿地だけが続いている。あちこちにトドワラ、ナラワラと呼ばれる荒涼とした独特の景観が見られる。トドワラとはトドマツの原っぱからきた地名で、ナラワラはミズナラの原っぱからきた地名である。トドマツやミズナラの樹林帯だったところが、

地盤沈下と海水の浸食によって立ち枯れ、白く風化した姿である。

野付半島に囲まれた内湾が、野付湾である。湾口の幅4.3km、面積は約5,700ha。水深は、湾口で最大4mのほか、湾内はほとんどが1m未満の浅海域である。野付湾はアマモが繁茂する、日本有数の広大な藻場である。海水の流動の少ない湾奥部は、極細粒砂、シルト、粘土の割合が多く泥質である。一方で、潮汐による流れのある湾口部及び滞筋は、礫の混在する砂質である。



湿地にかかわる動植物

直線的な外海部に対して、エビの腹部のように湾曲した内湾には、複雑な形に突出した干潟が形成され、汀線付近には塩性湿地が広がり、甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類などが多く生息している。

こうした自然度の高い、多様な湿地環境を反映し、毎年、春と秋には、2万羽以上の渡り鳥が飛来し、重要な中継地となっている。特に、キアシシギ、オオハクチョウ、コクガン、ヒドリガモ、スズガモ、ホオジロガモは、地域個体群の個体数1%以上を支えている。国内では珍しく、シギの仲間のアカアシシギの繁殖も確認

されている。

沿岸海域の海底では、ガラメやアラメ、アマモなどの底生藻類や沈水植物が群落をなしている。海のゆりかごと呼ばれるアマモ場は、内湾の砂泥質に形成されており、生き物たちの隠れ家や産卵場所として、湾内の生態系を支えている。

植物では、5月から10月にかけてセンダイハギ、エゾカンゾウ、ハマナス、ノハナショウブ、ウラギクなどが咲き、秋にはアッケシソウの紅葉が塩性湿地を彩る。



②野付半島より知床連山とセンダイハギ



③エゾカンゾウ

保全・管理の取組

野付半島ネイチャーセンターは、野付半島の自然や歴史についての情報を提供する施設である。センターの1階では観光案内、特産品の販売を行い、レストランがある。2階には、自然・歴史の展示や野付湾を一望できる展望デッキがある。館内にはネイチャーガイドが常駐してお

り、野付半島や動植物について気軽に質問することができる。

また、センターでは、野付半島ネイチャーツアーを予約制で受け付けており、季節によって異なる野付半島・野付湾の様子を楽しむことができる。



④トドワラ木道



⑤トドワラ

ワイズユースの取組

漁業資源の宝庫であり、魚貝類に絶好の産卵、生育の場を提供する藻場。野付湾の藻場の主役はホッカイシマエビである。夏から秋、打瀬船と呼ばれる三角形の帆を張った伝統的な小さな漁船で、エビ漁が行われる。打瀬船は、海が浅くて動力船が使えないために使用されているものだが、湾内でこの打瀬船が風にまかせて網を引く優雅な光景は、野付湾の風物詩になっている。ホッカイシマエビ漁を持続可能に行うため、地元の漁業組合では、漁期、漁獲量を厳しく規制している。漁業による湿地の賢明な利用である。浅い海である野付湾は、冬には結氷し、

氷上で漁が行われる。網を通すための穴を開け、後日、網を引き揚げる。獲れた魚を選別する際に選別から漏れた魚に、オオワシやオジロワシが集まることもある。



⑥打瀬船



⑦ネイチャーツアーの様子

関連自治体

別海町役場 ☎0153-75-2111 / 標津町役場 ☎0153-82-2131

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

野付半島・野付湾 (のつけはんとう・のつけわん)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 別海町(①②③④⑥)、野付半島ネイチャーセンター(⑤⑦)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにいただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複製することができます。参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なしでの商業的利用を禁止します。

2023.03